

令和7年度 寝屋川市有料老人ホーム立入検査実施計画

老人福祉法及び「寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づき、寝屋川市が所管する有料老人ホームに対して行う立入検査の実施計画を次のように定めます。

1 本計画の対象

検査対象施設については、以下の事項に基づき選定することとする。

- (1) 検査対象施設は届出のあるすべての施設のうち、これまで本市が立入検査を行っていない施設とします。
- (2) 緊急を要する案件等については、(1)の施設にかぎらず、随時対応することとします。

2 実施時期

原則として令和7年7月から令和8年3月まで

3 立入検査の具体的方法等

- (1) 検査対象施設に対する立入検査実施通知は、原則として実施日の概ね3週間前までに実施します。
- (2) 検査対象施設の規模等に応じて、2人以上の立入検査班を編成して実施します。
- (3) 立入検査において改善の指示を行った事項については、1か月程度の期限を付して、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行います。

4 主な検査項目

- (1) マニュアルの作成整備及び研修の実施・記録
身体拘束廃止、高齢者虐待防止、災害対策（防火、防災を含む）、感染症・食中毒予防、事故防止、苦情処理、初任者 等
- (2) 委員会の開催及び指針の整備等
身体拘束、高齢者虐待防止、事故防止、感染症の予防及びまん延防止
- (3) 緊急時・非常時の対応及び対策

- ・ 業務継続計画の策定及び研修、訓練の実施状況
 - ・ 防火防災設備の点検
 - ・ 避難訓練等の実施・記録
 - ・ 非常食、医薬品等生活必需品の備蓄
- (4) 管理規程及び重要事項説明書における説明等
- (5) 協力医療機関の協力内容等
- (6) 帳簿類の作成整備及び保存
- ・ 各種サービス提供記録
 - ・ 入居者一覧、緊急連絡網（名簿）
 - ・ 苦情、事故報告（ヒヤリハットを含む）の共有及び再発防止
- (7) 前払金
- 算定根拠、返還方法、保全措置の明示
- (8) 運営懇談会の設置及び開催
- (9) その他
- ・ 建物、設備
 - ・ 職員の配置

5 提出書類

施設から提出を受ける書類は、寝屋川市有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づく自主点検票とします。